

は先づ土木建築事業参加労働者の大半は朝鮮労働者諸君である。更に之を各工場に見れば臨時工の多数を占め、本職工として其数甚だ多きものがある。故に朝鮮労働者諸君は日本生産諸事業中の労働関係に於て重要なる任務を果してゐる。然るに朝鮮労働者諸君は、其の積弊に於て極めて安く、労働時間甚だ長く、待遇は全く以縁的であり、労働立法保護の恩恵を与へられず、完全なる差別待遇をなされてゐる。朝鮮労働者なるが故にかゝる劣悪なる待遇と差別とをなすべきを得ない理由は何等根據有せざる處である。

然し乍ら之を資本家の搾取の條件に照應すれば、極めて重要なるからくりを見出し得ない。

朝鮮労働者なるが故にと云ふ無根なる理由により安く賃銀並一者獲るる労働條件にて日役し、一つは苛酷なる搾取を蒙り、二つには、内地労働者の就業の権利と既得の好條件とを脅威するの方便とする事。

故に朝鮮労働者諸君は、對する日本政府の放任的態度と之が自由貿易の政策とは、内地労働者の政治的経済的勢力を増大をコントロールする方法であると云ふ点に於て、朝鮮労働者、内地労働者の階級的一致点がある。我等は此の支配階級の敢て競争者を設けて、當分の結合をさまたげ、両者の共通の利害を分離且つ対立せしめんとする愚劣なる政策に絶對

反對を聲明するものである。

我等は今日の労働者階級の階級的立場に立ち、両者の政治的経済的平等化のために協力一致することに於て、両者の損失を防ぐものなることを確信し、「朝鮮労働者差別待遇撤廃」の諸運動を勇敢に支持し之が實現を期するものである。

実行方法

- (一) 朝鮮労働者差別待遇撤廃の理由を公明にして、之を全労働者階級に徹底せしむること。
- (二) 在日本朝鮮労働団体と協力して、此の目的達成のための社会的運動を起すこと。
- (三) 朝鮮労働者と内地労働者との組合加入を絶對に差別せざることを徹底せしむること。

昭和三年七月一日

漢東合同労働組合第四回大会

治安維持法改正絶對反對の件 決議